

松山市
新南クリーンセンター
施設整備基本計画
(概 要 版)

令和 7 年 6 月
松 山 市

目 次

1 施設整備基本計画策定の趣旨.....	1
2 施設整備基本方針	1
3 事業計画地の概要	2
4 施設規模	3
5 炉構成.....	4
6 処理方式	5
7 公害防止計画.....	6
8 余熱利用計画.....	8
9 施設計画	9
10 地震対策	14
11 造成計画(浸水対策)	14
12 その他施設計画.....	15
13 工事工程計画.....	16
14 事業方式の選定.....	16
15 概算事業費及び財源計画.....	17
16 事業スケジュール.....	18

1 施設整備基本計画策定の趣旨

愛媛県では、平成 10 年に「愛媛県ごみ処理広域化計画」を策定し、県内市町村のごみ処理の広域化を推進してきました。この計画の中で、松山市、伊予市、東温市、松前町、砥部町、久万高原町の3市3町は「松山ブロック」として位置付けられています。

松山ブロックでは、ごみ処理施設の老朽化が進行しており、更新が喫緊の課題となっています。

新南クリーンセンター施設整備基本計画(以下、「本計画」という。)は、新南クリーンセンター(以下、「新施設」という。)の供用開始に向けて、新施設の施設規模や処理方式、付帯機能、環境保全目標、整備・運営の方式等を取りまとめたものです。

2 施設整備基本方針

新施設の整備にあたり、基本方針を策定しました。

施設整備の基本方針は、以下のとおりです。

基本方針1 持続可能な処理体制の構築

人口減少やごみ排出量の減少、ライフスタイルの変様等によるごみ質の変化などの社会的課題に対応した適切なごみ処理体制の構築を目指します。また、経済性に優れた処理方式を採用するとともに、PFI等の手法により施設設計段階から民間活力を活用するなどして、効率的な事業となるように努めます。

基本方針2 脱炭素に向けた取組の推進

省エネルギー性能の高い設備を導入するとともに、高効率のごみ発電設備を設置することで、処理施設におけるエネルギー消費量の低減を図り、脱炭素化に貢献する施設とします。

基本方針3 安全・安心の確保

収集運搬から最終処分までの各工程において法令順守を徹底することで、周辺地域の生活環境の保全に努めます。

また、施設の耐震化や浸水対策を講じるほか、大量の災害廃棄物を円滑に処理できるよう、一定程度の余裕をもった施設を維持するなど、災害時においてもごみ処理を継続できる体制の構築及び、防災拠点としての機能を備えます。

基本方針4 新たな価値の創出

廃棄物エネルギーを利用した自立・分散型の防災拠点としての活用に加え、エネルギーの外部供給等も検討し、処理施設を地域のエネルギー供給拠点として活用することを目指します。また、環境教育の学習拠点としての活用や、イベント等を楽しむ場として開放することで、広く市民に親しまれる施設を目指します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

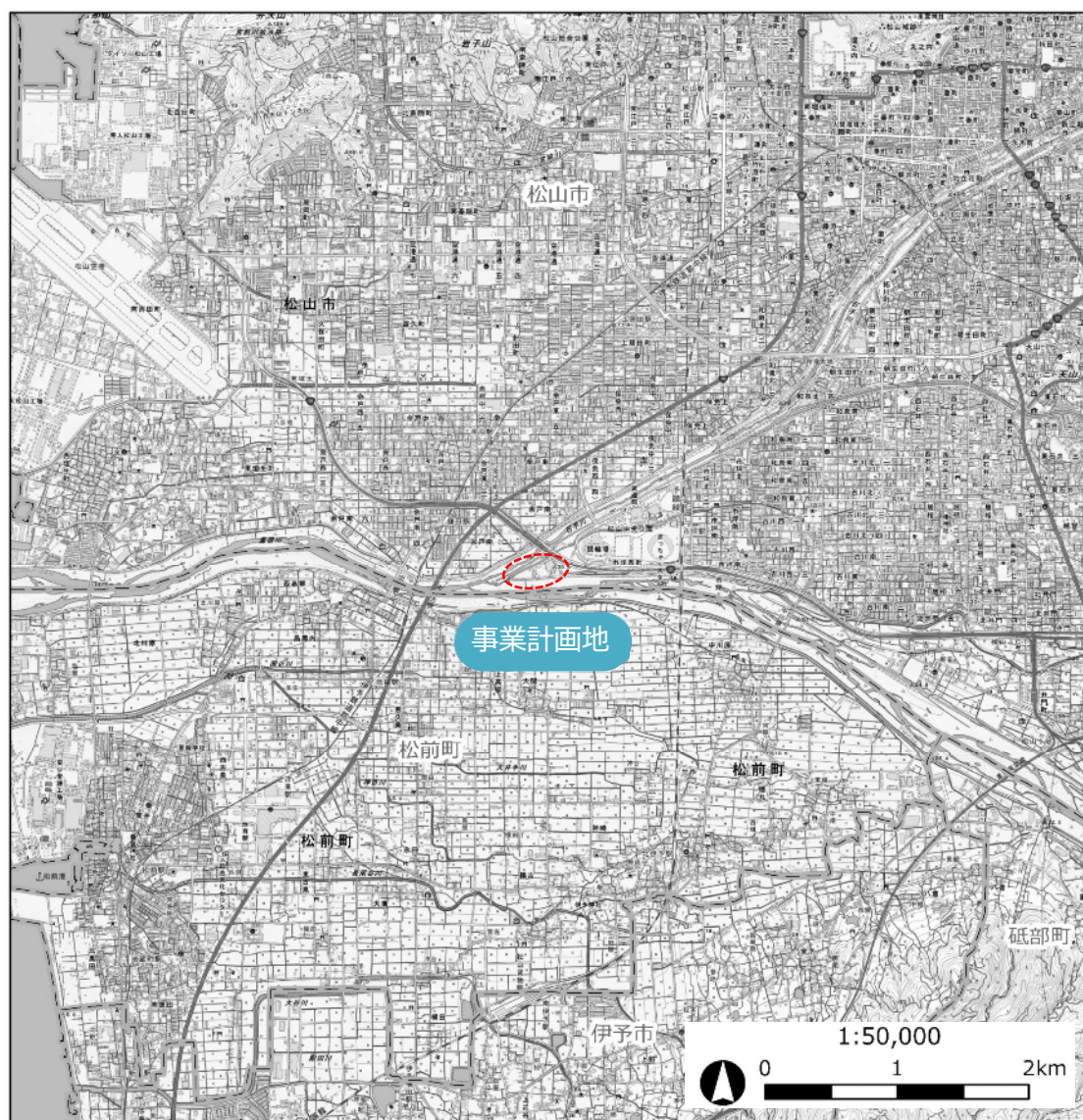


3 事業計画地の概要

新施設の事業計画地は、現南クリーンセンター(以下、「既存施設」という。)の同一敷地内西側(旧南清掃工場の跡地)とします。

表 1 新施設の概要

項目	内容	摘要
事業計画地の位置	松山市市坪西町 1000 番地 1	既存施設の隣接地
事業計画地の用地面積等	全体用地面積:約 2.8ha (既存施設の面積を含む)	



※地図は、国土地理院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。

図 1 事業計画地の位置

4 施設規模

可燃ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設における計画目標年次は、いずれも施設稼働予定の令和 15 年度とします。

4.1 可燃ごみ処理施設

可燃ごみ処理施設の施設規模の算定結果は以下のとおりです。

新施設における可燃ごみ処理施設の規模は 160t/日となりました。

表 2 施設規模(可燃ごみ処理施設)

項目	数値	備考
①計画目標年次の年間処理対象量(t/年)	134,612	トレンド推計
②災害廃棄物処理の処理量(t/年)	22,820	愛媛県災害廃棄物処理計画より
③し尿処理汚泥由来の助燃材(t/年)	2,442	し尿処理人口の将来推計より
④西クリーンセンターの処理量(t/年)	117,000	定格能力
⑤計画年間日平均処理量(t/日)	117.4	$(①+②+③-④) \div 365$
⑥実稼働率	0.767	年間 280 日稼働を想定 ($280 \div 365$)
⑦調整稼働率	0.96	
施設規模	160 t/日	$⑤ \div ⑥ \div ⑦$

4.2 粗大ごみ処理施設

粗大ごみ処理施設の施設規模の算定結果は以下のとおりです。

新施設における粗大ごみ処理施設の規模は 48t/日となりました。

表 3 施設規模(粗大ごみ処理施設)

項目	数値	備考
①計画目標年次の年間処理対象量(t/年)	9,184	トレンド推計
②災害廃棄物処理の処理量(t/年)	0	運転時間等の調整により処理
③西クリーンセンターの処理量(t/年)	0	粗大ごみ処理施設なし
④計画年間日平均処理量(t/日)	25.2	$(①+②-③) \div 365$
⑤実稼働率	0.660	年間 241 日稼働を想定 ($241 \div 365$)
⑥計画月最大変動係数	1.25	
施設規模	48t/日	$④ \div ⑤ \times ⑥$

5 炉構成

炉数の評価については、表 4 に示すとおりです。

安定性、メンテナンス性、ピットの面積、経済性及び競争性で2炉が優位となっています。

新施設では2炉を採用します。

表 4 炉数の比較検討表

項目		1炉	2炉
ピット最大貯留量		約 1,600t(8,000m ³)	約 800t(4,000m ³)
安定した発電性、近隣施設への余熱利用	△	ピット残量の増減幅が大きいことや、定期的な整備による停止があるため、継続的な発電及び余熱供給ができない。施設停止期間中は、別途熱源(ボイラ等)が必要。	○ ごみ量に合わせ、1炉・2炉運転を使い分けることで、安定した発電及び近隣施設への余熱供給が可能である。
メンテナンス性	△	メンテナンス時にごみ処理が滞る。ピット容量が不足する恐れがある。	○ 点検時に1炉を停止しても処理を継続できることから、メンテナンス性が良い。
面積	プラント設備	○ 1系列設置できる面積だけで良い。	△ 2系列設置できる面積が必要。
	ピット	× 大きくなる。敷地が狭小であるため、必要面積の確保が困難。(800m ² 程度)	○ 小さくて良い。(400m ² 程度)
経済性	プラント設備	○ 1系列となることから設備費、維持管理費のコスト削減が可能である。	△ 2系列整備することによる設備費、維持管理費が1炉の場合よりも高くなる。
	ピット	△ 容量による土木工事費が高くなる。	○ 容量による土木工事費を低減することができる。
プラントメーカー推奨	△	推奨無し。	○ ヒアリングした全社が推奨する。
総合評価		採用しない	採用する

6 処理方式

新施設の処理方式については、「松山ブロックごみ処理広域化検討協議会」での検討の結果、ストーカ式焼却を選定することが合意されています。

本計画では、施設整備基本方針を基に設定した評価項目及び評価基準から総合的な評価を行い、改めて処理方式の選定及び評価を行いました。

新施設ではストーカ式を採用します。

表 5 処理方式の評価

基本方針	評価項目	ストーカ式	流動床式	シャフト式	キルン式	流動床式	コンバインド式 (メタン化 +焼却)
基本方針1 持続可能な 処理体制の 構築	ごみ量・ごみ質 変動への対応	◎	○	◎	◎	○	◎
	経済性 (建設費、 維持管理費)	◎	◎	△	△	△	◎
	市場動向 (長期安定利用)	◎	△	△	△	△	△
基本方針2 脱炭素に 向けた 取組の推進	二酸化炭素 排出量	◎	◎	△	△	△	◎
基本方針3 安全・安心の 確保	環境保全 (排ガス、騒音 振動、悪臭)	○	○	○	○	○	○
	浸水・ 地震対策	○	○	○	○	○	○
	災害廃棄物の 処理	○	△	○	○	△	○
基本方針4 新たな価値の 創出	環境学習・ エネルギー 利活用	○	○	○	○	○	◎
総合評価		◎:4 ○:4 △:0	◎:2 ○:4 △:2	◎:1 ○:4 △:3	◎:1 ○:4 △:3	◎:0 ○:4 △:4	◎:4 ○:3 △:1
		選定 する	選定 しない	選定 しない	選定 しない	選定 しない	選定 しない

7 公害防止計画

7.1 排ガス

西クリーンセンターの排ガスに関する環境保全基準のうち、ばいじん、塩化水素、硫黄酸化物及び窒素酸化物については、既存施設において大気汚染防止法の排出基準を下回る自主基準、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法の排出基準、水銀については、大気汚染防止法の排出基準を遵守しています。

既存施設の設置から約 30 年が経過し、排ガスの処理に関する技術が進歩していることから、新施設の環境保全基準は、既存施設より厳しい西クリーンセンターの環境保全基準を採用します。また、水銀については、最新の規制基準を適用します。

表 6 新施設における環境保全基準(排ガス)

項目			新施設の 環境保全基準	規制基準※1	既存施設	西クリーン センター
施設規模		(t/日)	160	—	300	420
供用開始		—	令和 15 年度	—	平成 6 年度	平成 25 年度
排ガス	ばいじん	(g/m ³ N)	0.01 以下	0.08※2 以下	0.03 以下	0.01 以下
	硫黄酸化物	(ppm)	30 以下	530※3 以下	80 以下	30 以下
	窒素酸化物	(ppm)	50 以下	250 以下	100 以下	50 以下
	塩化水素	(ppm)	50 以下	430 以下	100 以下	50 以下
	ダイオキシン類	(ng-TEQ/ m ³ N)	0.1 以下	1※2 以下	1.0※4 以下	0.1 以下
	水銀	(μg/m ³ N)	30 以下	30 以下	(50) ※5 以下	50 以下

※1 排ガスに係る基準値は、酸素濃度 12%換算値

※2 焼却能力 2~4t/h・1 炉に係る基準(160t/日÷24h÷2炉=3.3t/h・1炉)

※3 規制基準は K 値 11.5 で想定煙突高さ及び排ガス量から算定した値を記載

※4 環境保全基準は設定されていないため、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき適用される基準を記載

※5 環境保全基準は設定されていないため、大気汚染防止法に基づき適用される基準を記載

7.2 悪臭

事業計画地は、悪臭防止法による生活環境を保全すべき地域(A地域)に該当していることから、規制基準を適用します。

既存施設での臭気指数の測定結果は、10 未満であり、現状を維持するものとして臭気指数 10 を環境保全基準に適用します。

表 7 新施設における環境保全基準(悪臭)

項目	新施設の 環境保全基準	規制基準
臭気指数	10 未満	—
特定悪臭物質	A 基準	A 基準

7.3 騒音・振動

事業計画地は、騒音規制法による第2種区域、振動規制法による第1種区域に指定されています。新施設は、これら両法に定める特定施設に該当するため、規制基準を適用します。

表 8 新施設における環境保全基準(騒音・振動)

項目	時間区分	新施設の 環境保全基準	規制基準
騒音 第2種区域	朝(午前6時から午前8時まで)	50 デシベル以下	50 デシベル以下
	昼(午前8時から午後7時まで)	60 デシベル以下	60 デシベル以下
	夕(午後7時から午後 10 時まで)	50 デシベル以下	50 デシベル以下
	夜(午後 10 時から午前6時まで)	45 デシベル以下	45 デシベル以下
振動 第1種区域	昼間(午前8時から午後7時まで)	60 デシベル以下	60 デシベル以下
	夜間(午後7時から午前8時まで)	55 デシベル以下	55 デシベル以下

7.4 水質

プラント排水は、隣接する下水道に放流する計画とし、下水道排除基準を遵守します。また、他自治体においても下水道排除基準より低い値で設定していません。

表 9 新施設における環境保全基準(水質)

項目	新施設の環境保全基準
プラント排水基準(下水道放流の場合)	下水道排除基準

8 余熱利用計画

8.1 余熱利用計画の位置付け

ごみ焼却施設では、ごみを焼却する際に発生する蒸気を利用して発電することが可能です。ごみ発電により得られる電力は、二酸化炭素排出係数がゼロという環境価値を持っており、二酸化炭素削減に寄与します。また、高効率のごみ発電により、周辺地域を含めた外部へのエネルギー供給拠点としての活用が望まれます。

こうした背景の下、施設整備基本方針に基づいて、新施設のごみ焼却に伴い回収したエネルギーを有効活用するための方策を検討します。

8.2 エネルギー利活用方法のまとめ

場内利用分を賄ったうえで、余剰となったエネルギーを場外利用する方針とします。

余熱は、現在と同様、アクアパレット(温水プール)に供給します。また、余剰電力は、これまでの検討結果から、需要施設側の経済性及び CO₂ 削減、災害時対応に優れている「①自営線」を軸とします。前項で述べた課題を解決するため、今後もエネルギーを最大限活用できるよう受電方式を含め検討を行っていきます。

表 10 エネルギー利活用方法

項目		対象施設	方針
熱	蒸気供給	アクアパレット (温水プール)	現状と同様に継続して蒸気供給を行う。
電力	自営線供給	余熱利用ポンプ室	費用対効果が大きく、リスクもないことから実施を基本とする。
		松山中央公園	電力市場の動向が経済的効果及び CO ₂ 削減効果に大きく影響する。また受電方式にも関係することから、今後も検討を継続していく。
	自己託送	市有施設	新施設は、自己託送制度の厳格化対象になるため、令和 7 年度からの実施状況を基に、今後も検討を継続する。
	売電	—	上記方法を用いてもなお、余剰電力が発生する場合は売電を行う。

表 11 可燃ごみ処理施設の整備計画概要（1）

設備名	機器詳細	計画概要	備考
受入れ・ 供給 設備	計量機	・搬入時2基、搬出時1基の3基設置 ・ロードセル方式	・搬入側は直営・委託車両系統、 その他車両系統にわけて計量 ・搬出側は、直営・委託車両系統 以外の計量
	プラット ホーム	・渋滞解消のための円滑な動線	・可燃ごみと粗大ごみを降ろす 場所を分離する等の配置上の 工夫 ・一方通行化(通り抜け)するこ とで、円滑な搬出入を図る
	投入扉・ ダンピング ボックス	・観音開き式 ・二重扉 ・ダンピングボックスの形式は傾斜投 入式を推奨する ・ダンピングボックスは2基を基本と するが、今後も継続検討する	・二重扉を採用するが、渋滞の 一因となるか検証
	ごみピット	・日最大処理量の5日程度 ・転落者救出装置の設置を検討	・転落時用の救出装置(ゴンドラ 等)の設置は、二重扉等の他設 備と併せて総合的に判断する
	ごみクレーン	・事業者による提案とする	・現南クリーンセンターはフォー ク式 ・西クリーンセンターはポリッ プ式
	前処理装置	・切断機を設置するが型式は今後の 検討課題とする	・有害鳥獣処理設備の導入検討 ・小動物の炉内投入設備の導入 検討
脱臭 設備	脱臭装置	・脱臭装置等を設置	・炉停止時に対応可能とする
燃焼 設備	燃焼装置	・ストーカ式焼却炉	・処理方式の比較・総合評価に より決定

表 11 可燃ごみ処理施設の整備計画概要（２）

設備名	機器詳細	計画概要	備考
燃焼ガス 冷却設備	廃熱ボイラ	・エネルギー回収率(発電効率及び熱利用率)19.0%以上	・交付金 1/2 の条件
	蒸気復水器	・空冷式	・採用件数が多く、維持管理が容易
排ガス 処理設備	HCl、SOx(酸性ガス)除去設備	・乾式法	・維持管理が容易 ・環境保全基準の達成
	NOx 除去設備	・無触媒脱硝法＋燃焼制御法	・環境保全基準の達成
	集じん設備、ダイオキシン類・水銀除去設備	・活性炭・コークス吹き込み＋ろ過式(バグフィルタ)	・採用件数が多く、維持管理が容易 ・環境保全基準の達成
余熱利用 設備	蒸気タービン	・抽気復水蒸気タービン方式 ・発電設備	・アクアパレット(温水プール)への余熱供給も可能な方式を採用
通風設備	通風設備	・平衡通風方式	・採用件数が多い方式として採用
	通風ダクト	・事業者による提案とする	
	誘引送風機	・事業者による提案とする	
	排ガスダクト	・事業者による提案とする	
灰出し 設備	灰ピット	・事業者による提案とする	
	灰クレーン	・事業者による提案とする	
電気・ 計装設備	非常用電源 設備	・デュアルフューエル型式の導入を検討	・都市ガスの使用を検討 ・蓄電池設備の設置は今後検討

9.2 プラント計画(粗大ごみ処理施設)

粗大ごみ処理施設の処理フロー(案)は図 3 に、施設計画の概要を示すとおりです。

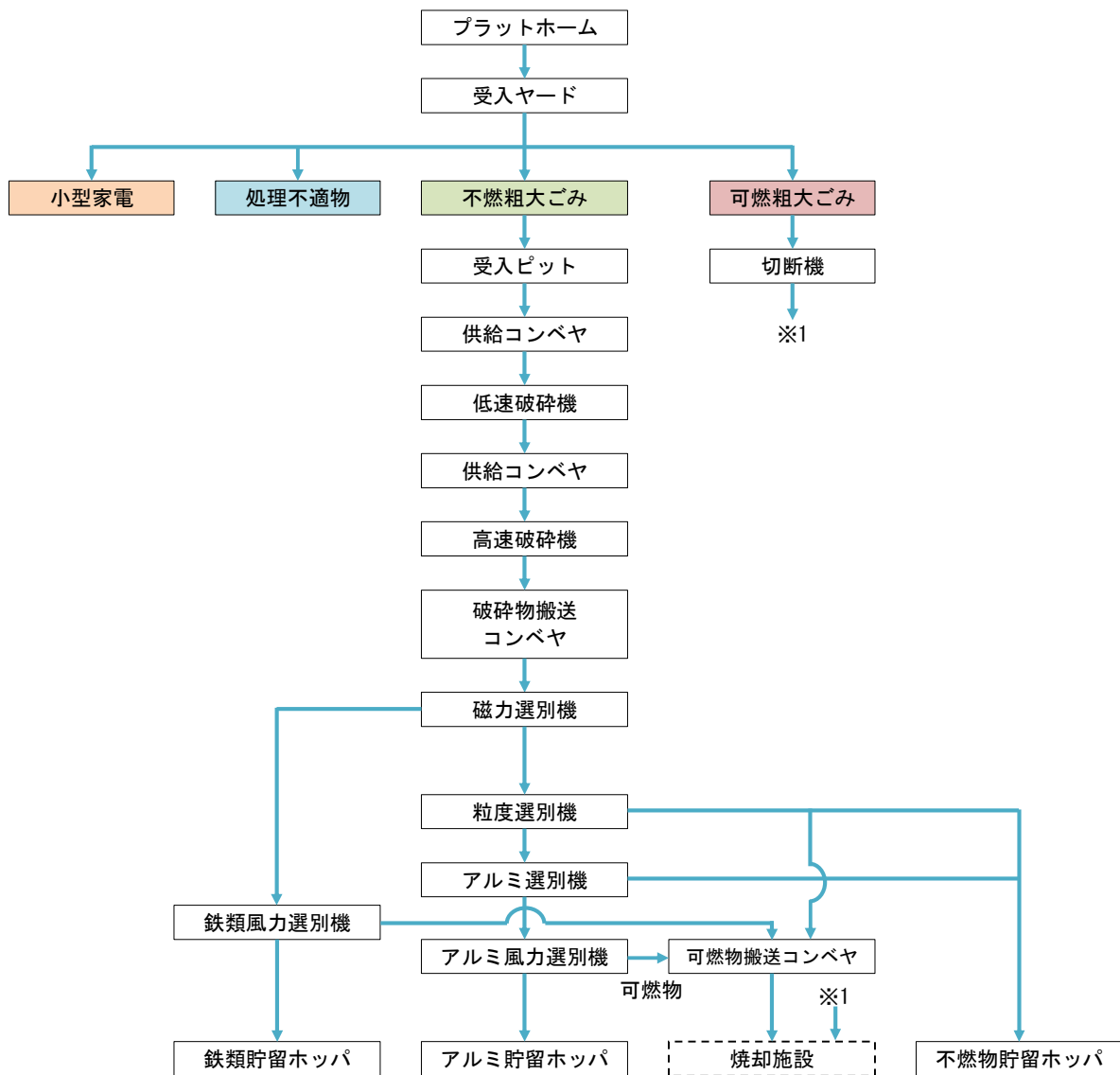


図 3 粗大ごみ処理フロー(案)

表 12 粗大ごみ処理施設の整備計画概要

設備名	詳細	計画	備考
受入れ・供給設備	計量機	・可燃ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設で共用	・効率的運用を考慮して共用とする
	ダンピングボックス	・今後も継続して検討する	・ダンピングボックスの設置は転落防止、搬入物検査を行うことを目的とする
	貯留ピット	・事業者による提案とする	
	ごみクレーン	・1基 ・ポリップ式を推奨 ※貯留ピットを設ける場合とする	・既存施設の採用型式
破碎設備	破碎機	・低速回転破碎機＋高速回転破碎機を推奨する	・爆発防止のため、低速回転破碎機を推奨
搬送設備	コンベヤ等	・搬送物の種類、形状及び寸法を考慮し、飛散、ブリッジ、落下等が生じない構造 ・火災対応設備を設ける	
選別設備	選別機	・ふるい分け型＋磁気型＋渦電流型を検討	・磁気選別は選別精度や配置の自由度が高い吊り下げ式を検討 ・渦電流選別は選別精度や維持管理上優れている永久磁石回転式を検討
再生設備	圧縮機	・今後の検討課題とする	・金属類の圧縮が必要な場合は導入する
貯留設備	貯留ピット等	・事業者による提案とする	

10 地震対策

新施設では、焼却処理が可能な災害ごみの受け入れを可能としています。その際に前提とする災害廃棄物量は「愛媛県災害廃棄物処理計画(令和4年9月改定)」によるものとしています。

また、地震対策について新施設で計画する各建築物の耐震安全性の分類は、表 13 に示すとおりです。

なお、耐震安全性(構造体)の分類が異なる建築物を合棟とする場合は、より耐震安全性が高い分類を確保する方針とします。

表 13 新施設で計画する建築物の耐震安全性の分類

新施設で計画する建築物	耐震安全性の分類		
	構造体	建築非構造部材	建築設備
可燃ごみ処理施設	Ⅱ類	A類	甲類
粗大ごみ処理施設	Ⅱ類	A類	甲類
管理棟	Ⅱ類	B類	乙類
受付棟・計量棟※	Ⅱ類	A類	甲類
車庫棟	Ⅲ類	B類	乙類

※重要度係数 Ⅱ類:1.25、Ⅲ:1.00

※受付棟・計量棟については、可燃ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設が機能を発揮するために必要な施設として、同様の耐震安全性の分類とした。

11 造成計画(浸水対策)

敷地造成計画は、想定される浸水に対する安全性の目標を満足し、プラットホームの階下及び既存施設跡地との一体的利用が容易で、かつ経済的な観点から毎年2%の確率で発生する規模の洪水を引き起こす降雨に対して浸水しない高さに造成する計画とし、造成高さを 0.7m 程度、計画地盤高を 11.7m とします。



図 4 敷地造成計画平面図

12 その他施設計画

12.1 多面的価値の創出に関する施設

廃棄物処理施設には、廃棄物の処理に加え、エネルギー供給や環境学習などの機能を持たせることができ、それらの機能をまちづくりの要素と紐付けることで、地域の魅力向上や課題解決に資する施設として価値を高めていくことができます。廃棄物・資源循環に対する市民の意識を高めることにもつながるため、多面的価値が創出されるような施設整備を目指します。

■多面的価値の創出に関する施設整備の方針

方針① 環境学習機能

- ・市民が気軽に見学できる施設づくりを行う
- ・「りっくる」と役割を相互に連携し、環境学習メニューを検討する

方針② 防災機能

- ・一時的な避難場所として活用可能なスペースを設ける
(施設周辺に避難所が複数箇所存在する)
- ・災害廃棄物を円滑に処理できる施設とする
- ・造成による敷地内の内水氾濫に対する抑制策を検討する

方針③ 親しまれる施設

- ・多目的広場を整備する
- ・自然と親しめる場所の整備を検討する
- ・余熱を利用した施設の整備を検討する

12.2 ZEB に関する計画

「第6期 松山市役所 温暖化対策実行計画(2023年2月)」で、2050年のカーボンニュートラルを見据えた今後の取組内容が整理されています。その中で、「太陽光発電システムの最大限の導入」、「建築物のZEB化の推進」及び「照明のLED化」等が重点措置として位置付けられています。また、建替え前と同規模の新築事業にあっては、「従前の建築物の年間電気使用量が100MWh以上の施設はZEB仕様を必須とする」とあるため、新施設では、「ZEB Oriented」以上とします。

ZEB Oriented とは、「延べ床面積10,000m²以上の建築物は、一次エネルギー消費量を40%以上(飲食店や集会場等は30%以上)削減する」というZEBの評価方法の一つです。

13 工事工程計画

新施設の事前工事として、令和8年度に剪定枝ヤードや倉庫などの既存施設の撤去、令和9年度に道路拡幅・造成工事を実施し、令和10年度から令和14年度に施設建設工事を行う計画とします。工事工程は、表14に示すとおりです。

表14 工事工程

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度
施設撤去解体											
道路拡幅・造成工事											
施設建設工事 (詳細設計含む)											
試運転											
現南クリーンセンター解体工事											
跡地整備工事											

14 事業方式の選定

14.1 プラントメーカーヒアリング

過去10年に同規模施設の受注実績を有するプラントメーカー9社に対しヒアリングを行いました。各事業方式におけるプラントメーカーの参加意向結果は、表15に示すとおりです。

表15 プラントメーカーの事業方式ごとの参加意向(最も希望する事業方式)

事業方式	公設公営 (DB方式)	PFI的手法		PFI BTO方式
		DB+O方式	DBO方式	
参加意欲	1社/9社	1社/9社	6社/9社	1社/9社

14.2 事業方式の評価

14.2.1 定量的評価の結果(VFM※の算定)

VFMシミュレーション(20年間)の結果、特にDBO方式の方が経済的に優位にあることが確認されました。

※VFM(Value For Money):PFI事業の重要な概念の一つで、支払いに対して最も価値の高いサービスを提供する考え方

14.2.2 定性的評価の結果

定性的評価の結果では、DBO方式が最も妥当性がある方式と評価されました。

また、プラントメーカーヒアリングの結果では9社中6社が望ましいと考える発注方式として、DBO方式と回答しています。また、DBO方式の採用事例も多いことから、民間事業者の参入意欲が高い方式であることが確認されました。

新施設においては DBO方式を選定します。

15 概算事業費及び財源計画

事業費は、プラントメーカーヒアリングの結果を受けて整理しました。事業費は今後の設計の内容や物価変動等によって変動するため参考として記載します。

表 16 【参考】概算事業費(財源計画、税込み)

単位:百万円

	可燃ごみ 処理施設	粗大ごみ 処理施設	解体	備考
施設整備費	31,514	8,214	4,343	①ヒアリング結果
交付対象	22,690	7,146	3,692	②=①×(焼却 0.72、破 砕 0.87、解体 0.85)
循環型交付金 (1/2)	3,290	0	0	③=②×(焼却 0.29、破 砕・解体 0)×1/2
循環型交付金 (1/3)	5,370	2,382	1,231	④=②×(焼却 0.71、破 砕 1.00、解体 1.00)× 1/3
起債(90%)※	12,627	4,288	2,215	⑤=(②-③+④)×0.9
一般財源	1,403	476	246	⑥=②-(③+④+⑤)
単独	8,824	1,068	651	⑦=①-②
起債(75%)※	6,618	801	488	⑧=⑦×0.75
一般財源	2,206	267	163	⑨=⑧×0.25
循環型社会形成推進交付金	8,660	2,382	1,231	=③+④
起債	19,245	5,089	2,703	=⑤+⑧
一般財源	3,609	743	409	=⑥+⑨

※交付対象事業の起債充当率は90%、単独事業の起債充当率は75%と設定。

表 17 【参考】運営費(DBO の場合、税込み)

項目	運営費(千円/年)
人件費	340,065
光熱水費・用役費	124,494
点検・補修費	540,604
残渣・副生成物処理費	35,252
その他費用	96,227
合計	1,136,642

16 事業スケジュール

今後の事業スケジュールは、表 18 に示すとおりです。

本事業では、令和9年度末までに事業者を選定した後、施設の詳細設計を行い、令和 14 年度末に工事完了、供用開始は令和 15 年度からとなります。

表 18 事業スケジュール

項目	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度	令和 17年度
環境影響評価											
施設基本設計											
事業者選定											
道路拡幅・造成工事											
施設建設工事(詳細設計含む)											
試運転											
供用開始											
現南クリーンセンター解体工事											
跡地整備工事											

※跡地整備工事はその内容により令和 18 年度以降も継続して行う。